

沖縄県の学校給食費無償化に向けた取組について

実施時期：令和7年度（予定）～

背景・課題

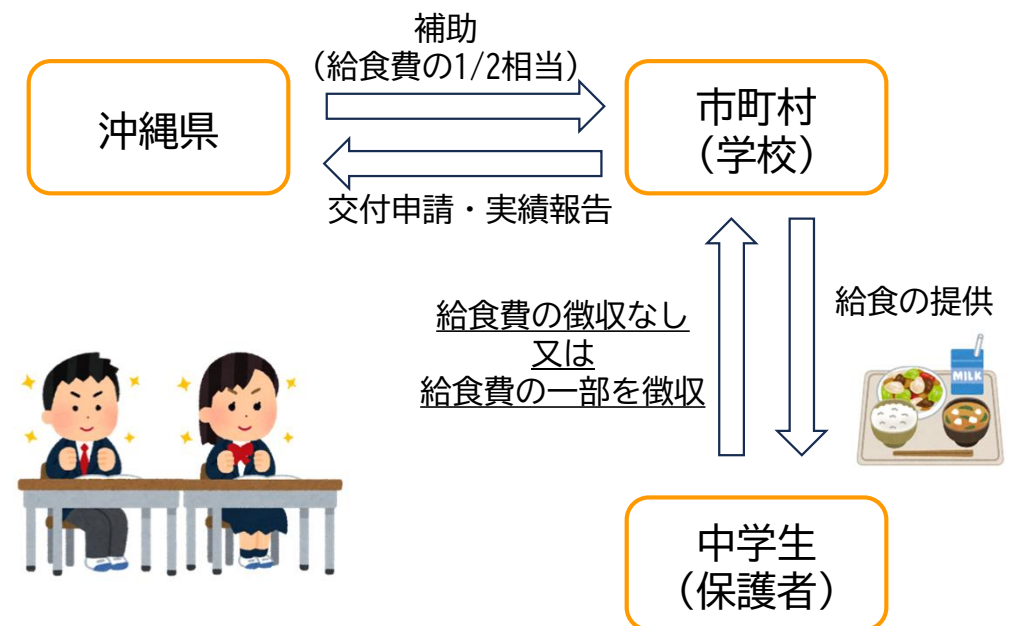
- ・学校給食の実施は学校設置者の努力義務で、学校給食費は原則、保護者負担となっている（学校給食法）。
- ・沖縄県は、合計特殊出生率が全国1位であるが、出生数は減少しており少子化は進行している。
- ・沖縄県は、こどもの貧困率が全国の約2倍となっており、昨今の物価高騰の影響も相まって、子育て環境がますます厳しい状況にある。
- ・令和5年度に沖縄県独自で行った学校給食実態調査によると、中学生がいる家庭については、進学や部活動などで教育費の負担が大きいことが分かった。
- ・学校給食費の無償化に向けた取組は、こどもの健やかな育ちを支え、子育て世帯の経済的負担を軽減する「未来への投資」であり、社会全体で取り組む必要がある。

事業概要

教育費の負担が大きい中学生のいる世帯に対して、給食費を支援することにより、子育て世帯の経済的負担を軽減し、沖縄の未来を担う子どもたちの健やかな育ちを支える。

県は市町村に対して、中学生の給食費の1/2相当を補助する。
(就学援助対象者は除く)

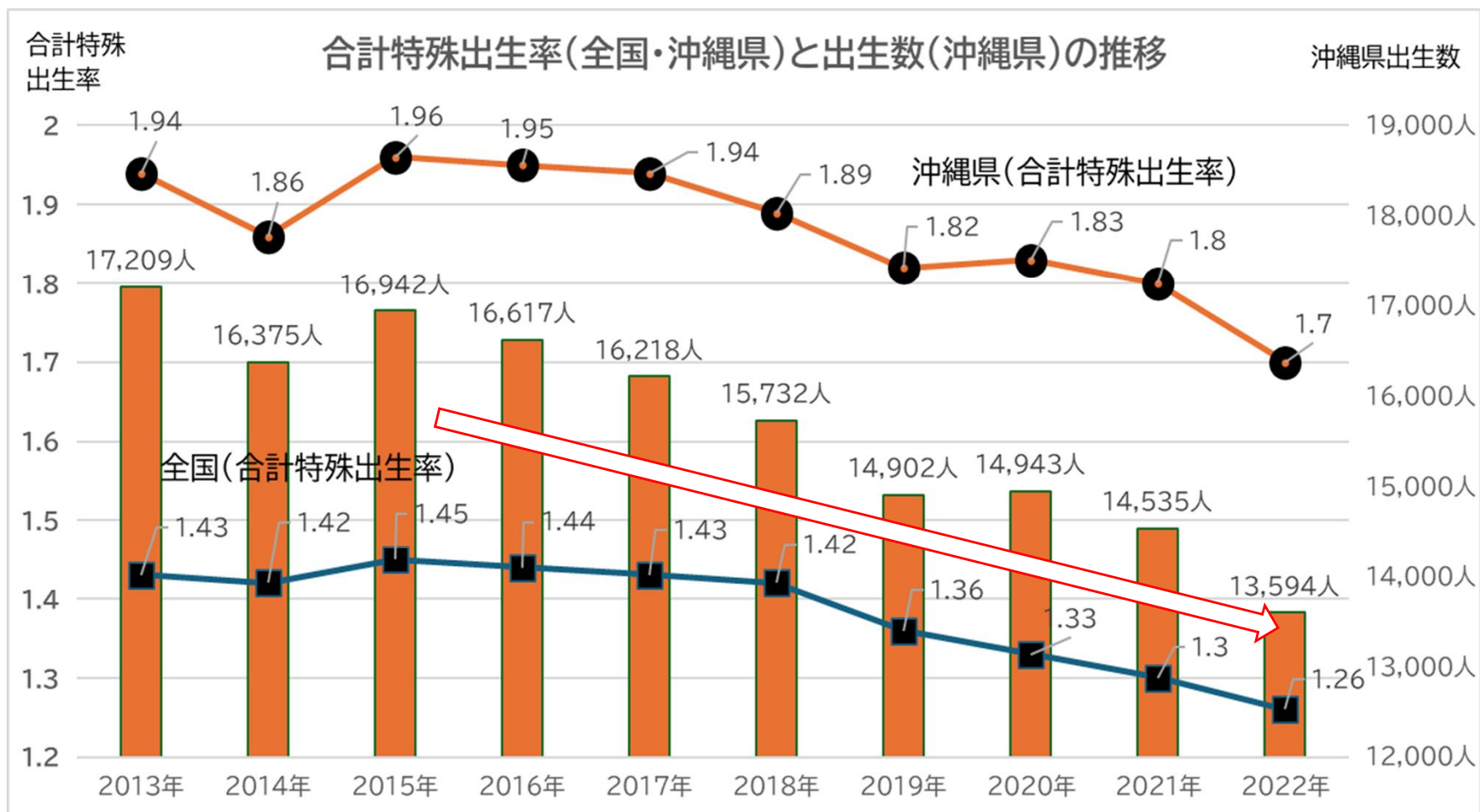
スキーム



問い合わせ

沖縄県教育庁保健体育課

合計特殊出生率（全国・沖縄県）と出生数（沖縄県）の推移



学校給食費無償化に係る県の補助対象経費及び補助額について

沖縄県教育庁保健体育課

本事業における補助対象経費は以下のとおり。

補助対象経費

- 保護者が負担する額（市町村が条例・規則・規程・要綱等で定める中学生の給食費）
 - ※県からの補助分は、保護者が負担する給食費の減額（または補助）に充てること
- 就学援助（要保護・準要保護）対象者は、補助対象外。
- 補助率 1 / 2。上限額なし。

市町村の支出額（一人当たりの月額例）

5,500円（食材費）の場合

市町村の収入額（R6の現状例）

〔例1〕 条例等で定める額を保護者から徴収

条例等で定める額：5,500円

5,500円

保護者から徴収

〔例2〕 条例等で定める額のうち、一部を助成

条例等で定める額：5,500円

5,000円

500円

保護者から徴収

市町村助成

〔例3〕 条例等で定める額を保護者から徴収
さらに、補填

条例等で定める額：5,000円

5,000円

500円

保護者から徴収

市町村補填

補助対象経費：5,500円

県補助額： $5,500円 \div 2 = 2,750円$

補助対象経費：5,000円

県補助額： $5,000円 \div 2 = 2,500円$